秋田市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する要綱

平成28年3月4日 市 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第16条に規定する生活困窮者就労訓練事業(以下「就労訓練事業」という。)の認定を行うため必要な事項を定めるものである。

(認定対象)

第2条 就労訓練事業の認定(以下「認定」という。)は、本市の区域内 に所在する事業所を対象とし、事業所ごとに行う。ただし、同一事業者 の複数の事業所において、就労訓練事業が一体的に実施されている場合 その他事業所ごとの認定が適当でないと判断されるときは、複数の事業 所を一括して認定を行うことができるものとする。

(認定の申請)

- 第3条 認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「生活 困窮者就労訓練事業認定申請書」に次に掲げる書類を添えて、福祉事務 所長に提出しなければならない。なお、社会福祉法人、消費生活協同組 合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、(6)および(7) のみで可とする。
 - (1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
 - (2) 平面図や写真等の事業が行われる施設に関する書類
 - (3) 事業所概要、組織図等の事業の運営体制に関する書類
 - (4) 貸借対照表、収支計算書等の法人の財政的基盤に関する書類
 - (5) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
 - (6) 誓約書
 - (7) その他福祉事務所長が必要と認める書類
- 2 申請者が複数の就労訓練事業の認定を同時に受けようとする場合は、

福祉事務所長との協議により、前項第1号、第4号、第5号および第6号に掲げる書類の提出部数を1部とすることができる。

(申請書の補正)

第4条 福祉事務所長は、前条第1項の申請書の記載事項又は添付書類に 不備がある場合には、相当の期間を定めて、申請者に補正を求めなけれ ばならない。

(認定等)

- 第5条 福祉事務所長は、申請に係る就労訓練事業が、次条に定める認定 基準に適合していると認めるときは、認定を行う。
- 2 福祉事務所長は、前項の認定を行ったときは、申請者に対して、生活 困窮者就労訓練事業認定通知書を送付するものとし、申請に係る就労訓 練事業が認定基準に適合していると認めないときは、申請者に対して、 生活困窮者就労訓練事業不認定通知書を送付するものとする。

(認定基準)

- 第6条 就労訓練事業の認定基準は、次の各号に掲げる事項について、当 該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 就労訓練事業者に関する要件 次のいずれにも該当する者であること。
 - ア 法人格を有すること。
 - イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員および財政的 基礎を有すること。
 - ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
 - エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
 - オー次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の 規定(第11条参照)により、罰金以上の刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなくった日から起算して5年 を経過しない者
 - (イ) 第10条の規定により就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該

取消しの日から起算して5年を経過しない者

- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、もしくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (エ) 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) 第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に 規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生 手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法 律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが 行われている者
- (キ) 破産者で復権を得ない者
- (ク) 役員のうちに(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者がある者
- (ケ) (ア)から(ク)までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業 (過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為を したことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労 訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者
- (2) 就労等の支援に関する要件 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。
 - ア イに掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の 支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
 - イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - (ア) 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関

する計画を策定すること。

- (4) 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、 必要な相談、指導および助言を行うこと。
- (ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する 生活困窮者に対する就労等の支援について必要な措置を講じるこ と。
- (3) 安全衛生に関する要件 就労訓練事業を利用する生活困窮者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者を除く。)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法および労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に準ずる取扱いをすること。
- (4) 災害補償に関する要件 就労訓練事業の利用に係る災害(労働基準 法第9条に規定する労働者に係るものを除く。)が発生した場合の補 償のために、必要な措置を講じること。

(認定情報の登録等)

- 第7条 福祉事務所長は、認定就労訓練事業台帳に、認定を行った就労訓練事業(以下「認定就労訓練事業」という。)に関する情報(当該事業の変更および廃止の情報を含む。)を登録し、これを適切に管理する。 (認定就労訓練事業に関する事項の変更の届出)
- 第8条 第5条第1項の認定を受けて就労訓練事業を行う者(以下「認定 就労訓練事業者」という。)は、認定就労訓練事業に関し、第1号又は 第3号から第5号までに掲げる事項について変更があった場合には、速 やかに変更のあった事項および年月日を認定生活困窮者就労訓練事業変 更届により、第2号に掲げる事項について変更をしようとする場合には、 あらかじめ認定生活困窮者就労訓練事業変更事前届によりその旨を福祉 事務所長に届け出なければならない。
 - (1) 認定就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先および代表者の氏名
 - (2) 認定就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先および 責任者の氏名

- (3) 認定就労訓練事業の利用定員の数
- (4) 認定就労訓練事業の内容
- (5) 第6条第2号アの責任者の氏名
- 2 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業に関し、第二種社会福祉事 事業開始届(生活困窮者就労訓練事業関連)により届け出た事項に変更 があった場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第69条第2項の規 定に基づき、第二種社会福祉事業変更届(生活困窮者就労訓練事業関 連)により、その旨を福祉事務所長に届け出なければならない。

(認定就労訓練事業の開始および廃止届)

第9条 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を開始したときおよび その事業を廃止したときは、社会福祉法第69条の規定に基づき、第二種 種社会福祉事業開始届(生活困窮者就労訓練事業関連)又は認定生活困 窮者就労訓練事業廃止届により、その旨を福祉事務所長に届け出なれば ならない。

(認定取消)

- 第10条 福祉事務所長は、認定就労訓練事業が第6条の認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、第5条第1項の認定を取り消すことができる。
- 2 福祉事務所長は、前項の規定により認定を取り消したときは、事業者 に対して、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書を送付するものとす る。

(その他の社会福祉に関する法律等の例示)

- 第11条 第6条第1号オ(ア)の「その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律」を例示すると、次のとおりである。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 - (2) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)
 - (4) 生活保護法 (昭和25年法律第144号)
 - (5) 社会福祉法
 - (6) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号)

- (7) 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)
- (8) 介護保険法 (平成9年法律第123号)
- (9) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- (10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平23年法律第79号)
- (11) 労働基準法
- (12) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)
- (13) 労働安全衛生法
- (14) 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号) (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月4日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。